

日進市ツイッター運用ポリシー

1 趣旨

この運用ポリシーは、日進市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、市が運用する日進市ツイッター（以下「ツイッター」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 運用の目的

ツイッターは、その特性である拡散性、即時性を活かすことで、情報の伝搬効果を期待し、市の情報をタイムリーの発信することを目的とする。

3 運用主体

- (1) ツイッターの運営主体は市とし、総括管理は企画部秘書広報課長が行うものとする。
- (2) 秘書広報課にツイッターの運用管理者を置き、次に掲げる業務を行う。
 - ア アカウント登録、ID、パスワード管理に関すること。
 - イ 全体の構成及び調整に関すること。
 - ウ 発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること。
 - エ 市民等との情報交流における全庁的な調整に関すること。
 - オ 不適切なツイートの削除に関すること。
 - カ その他、ツイッターの運用に関すること。

4 発信管理者

- (1) ツイッターの適切かつ円滑な運用を図るため、発信管理者を置き、その責任のもと情報を発信するものとする。
- (2) 発信管理者は、ツイッターに情報を発信する所属長をもって充てる。
- (3) 発信管理者は、ツイッターに情報発信ができる他、情報発信する者を指定することができる。
- (4) 発信管理者及び発信管理者に指定された者は、日進市のソーシャルメディア利用に関するガイドラインを遵守して情報発信をしなければならない。また、第三者にID・パスワードを開示してはならない。

5 運用方針

- (1) 掲載する情報は、次のとおりとする。
 - ア 日進市の市政情報
 - イ 日進市ホームページに掲載した情報
 - ウ 緊急時の災害情報など
 - エ その他市長が適当と認めるもの

- (2) 情報発信には、原則庁舎内のパソコンを使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合にはこの限りでない。
- (3) 情報発信は原則各所属で行うが、運用管理者が特に認めた場合には、この限りでない。

6 運用ポリシーの変更等

- (1) 市は本ツイッターの利用者の同意を得ることなく本運用ポリシーの内容を変更することができるものとする。
- (2) 運用ポリシーに変更が生じた場合は、変更後の運用ポリシーを市がページ内又はウェブサイトへの掲載その他の方法により公表した時点で当然に効力が生じ、以降、ツイッターの利用者はその適用を受けるものとする。

7 その他

この運用ポリシーに定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。